

# 1. 情報提供業務



## 1-1 平成30年度における業務の概況

### (1) 利用者の利便性向上のための取組 —サポートダイヤルの活用、災害への取組—

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下「サポートダイヤル」という。）と地方事務所において、日々多数の問合せに対応しているところである。サポートダイヤルについては、平成31年1月に累計問合せ件数（電話・メールの合計）が400万件に到達した。また、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置したこともあり、メールによる情報提供件数も増えており、平成30年度の問合せ件数は40,000件を超え、前年度と比べ約6,000件増加した。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として、平成27年10月から開始した、各地の地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を拡大して継続実施した。

また、ワンストップサービス（1か所で必要な案内や手続きが完了できること）を目指し、平成25年3月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対して、法律相談援助を利用する条件となる収入や資産要件を確認する取組を始めた。平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大し、平成30年度も継続して本取組を実施することで、法律相談への橋渡しを行っている。

災害に対する取組としては、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）及び平成30年北海道胆振東部地震への対応を行い、災害に関するQ&Aの作成や被災者専用フリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）による対応体制の整備を行った。また、災害等の事情により対応できない地方事務所の電話を、サポートダイヤルへ自動転送する取組を行った。

### (2) 品質向上のための取組 —データの拡充と最新化、研修等—

法テラスでは、様々な問合せに対する確かな情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。また、全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めている。

平成30年度は、FAQについて、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震の災害発生を受け、既存のFAQを基に新たに被災者支援のためのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載した。また、よく利用されるFAQ1,146件をホームページ上で継続公開するとともに、関係省庁・機関等からの法改正情報の提供を契機として、関連するFAQ61件を更新、5件の新規作成を行った。相談窓口情報については、関係機関の本部と連携し、データベースの情報を一括収集するなど追加更新方法を見直し、「公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート」、税務署等について統一的な整備を実施するとともに、平成30年度中に既存の相談窓口情報約3,840件を更新、新たに約120件を追加した。また、平成30年7月豪雨の災害発生を受け、弁護士会・司法書士会の無料相談会情報をとりまとめたものをホームページ上に掲載した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（専門業者が、法テラス職員が実際に対応した通話音声記録（コールログ）を評価したもの）

の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個別に指導を行い、情報提供業務における対応の質の向上を図った。また、平成30年度も昨年度に続き、スーパーバイザー（オペレーターの監督・指導を行う者）やオペレーターが、外部団体主催の研修に積極的に参加することにより、関係機関の業務に関する理解を深めた。

地方事務所においては、FAQ・関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）からの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、サポートダイヤルのオペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所で開催するなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。また、各地方事務所においても、独自に勉強会や関係機関が開催する会議・研修会等に出席するなどしている。

### （3）多言語での情報提供 — 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に向けた準備—

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。

多言語情報提供サービスが「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（※）の一つであることから、平成30年度は次年度に向けて対応言語（ネパール語及びタイ語）追加のための準備をすすめるとともに、入電数増加に備えて回線数を増設した。また、外国語話者（英語・ポルトガル語）に対するアンケートを初めて実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

平成30年度の対応言語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語の計7か国語（上記のとおり、平成31年度は計9か国語）であり、問合せ件数は3,949件であった。

（※）政府により作成。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。法律トラブル相談等への対応の充実の具体的施策の1つとして当サービスが記載されている。

### （4）法教育の取組 — 一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施—

総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中でもつ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要であるとの観点から、平成22年度以降、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

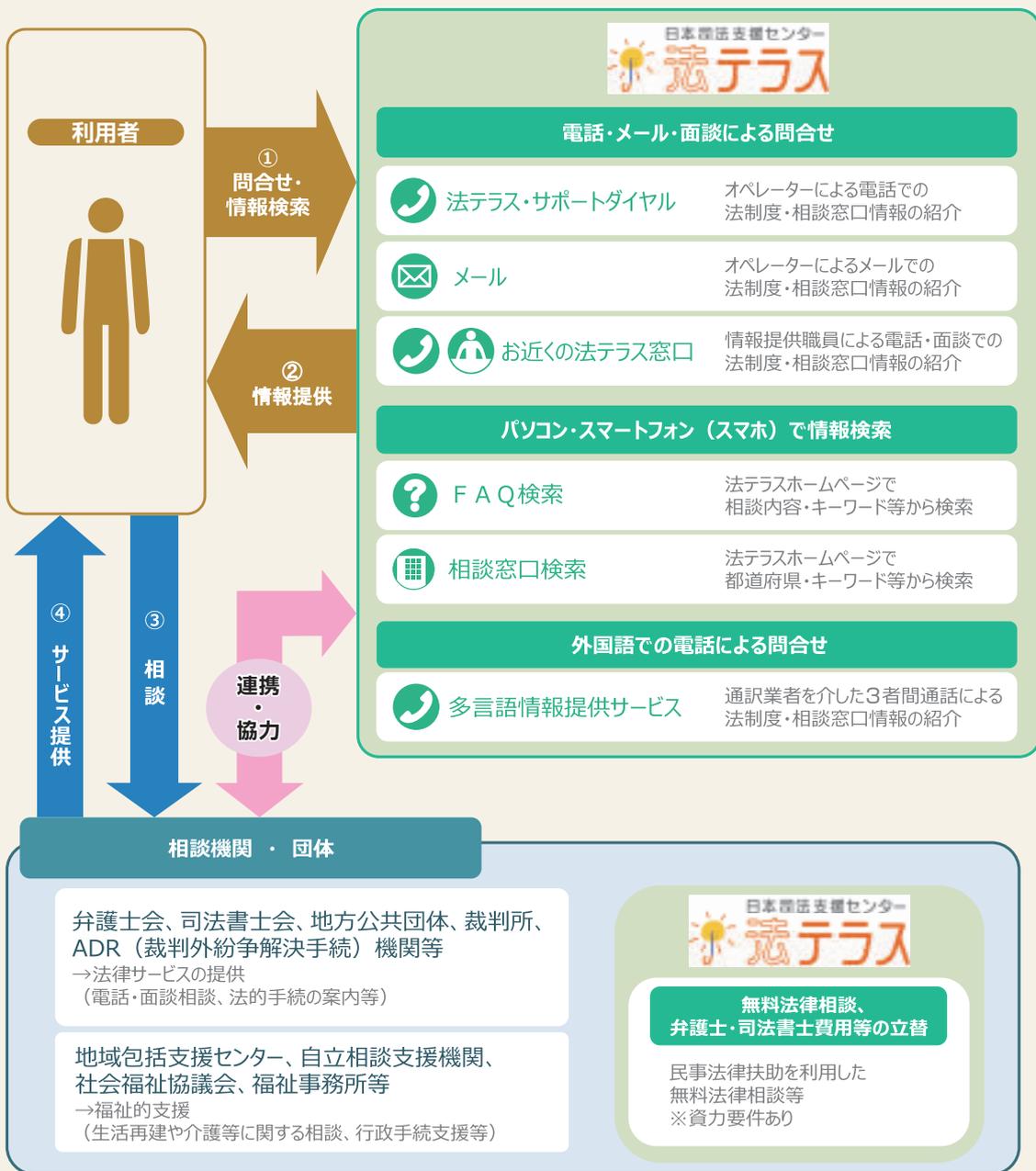
平成30年度以降、法テラスが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、全国の地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等のほか、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような業務説明を実施した。実施に際しては、一般市民に向けて開かれた企画とするなど、各地において趣向を凝らしながら法教育事業の充実を図った。

このほか、地方事務所において法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所がこれまで実施した法教育企画の内容を取りまとめた「法教育実施事例集」を作成し、地方事務所に共有するとともに、地方事務所で行う取組を標準化し、かつ事務の負担も軽減させるための「法教育教材」を作成した。

## 1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報（法制度情報）及び、②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないので、広く国民等に開かれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応しているが、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを利用した一般的な情報提供も行っている（資料1-1）。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



## 1-3 問合せ件数

### (1) サポートダイヤル

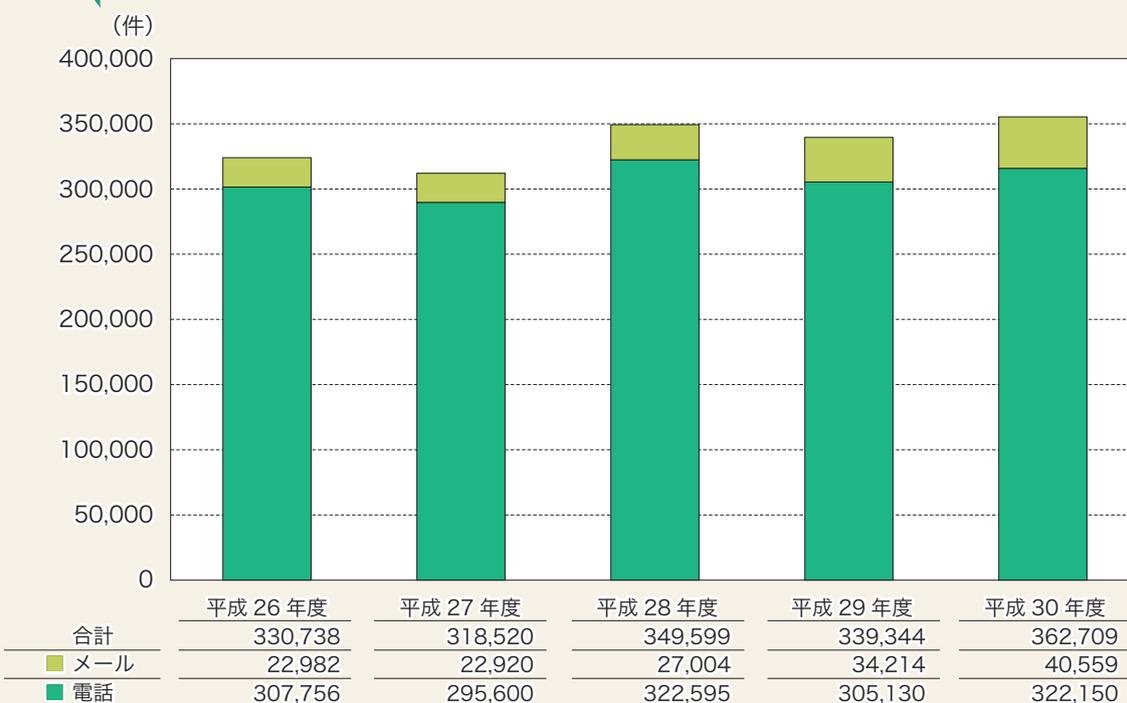
平成18年10月、法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機により親しみを持っていただけるよう、コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、お勤めの方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

平成26年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置したこともあり、平成30年度は、件数が40,000件に達した。

累計利用件数は、平成31年1月5日に400万件を突破した。

資料 1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移



## (2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。平成26年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は資料1-3のとおりである。

資料 1-3 地方事務所問合せ件数の推移

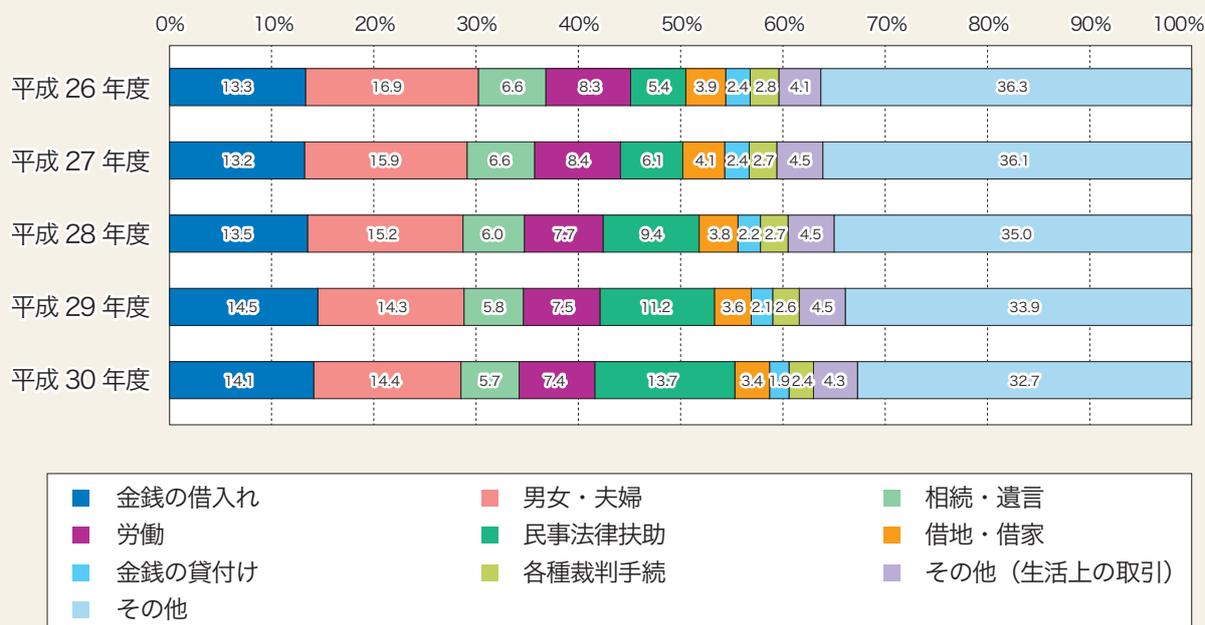


## 1-4 問合せの傾向

### (1) サポートダイヤル

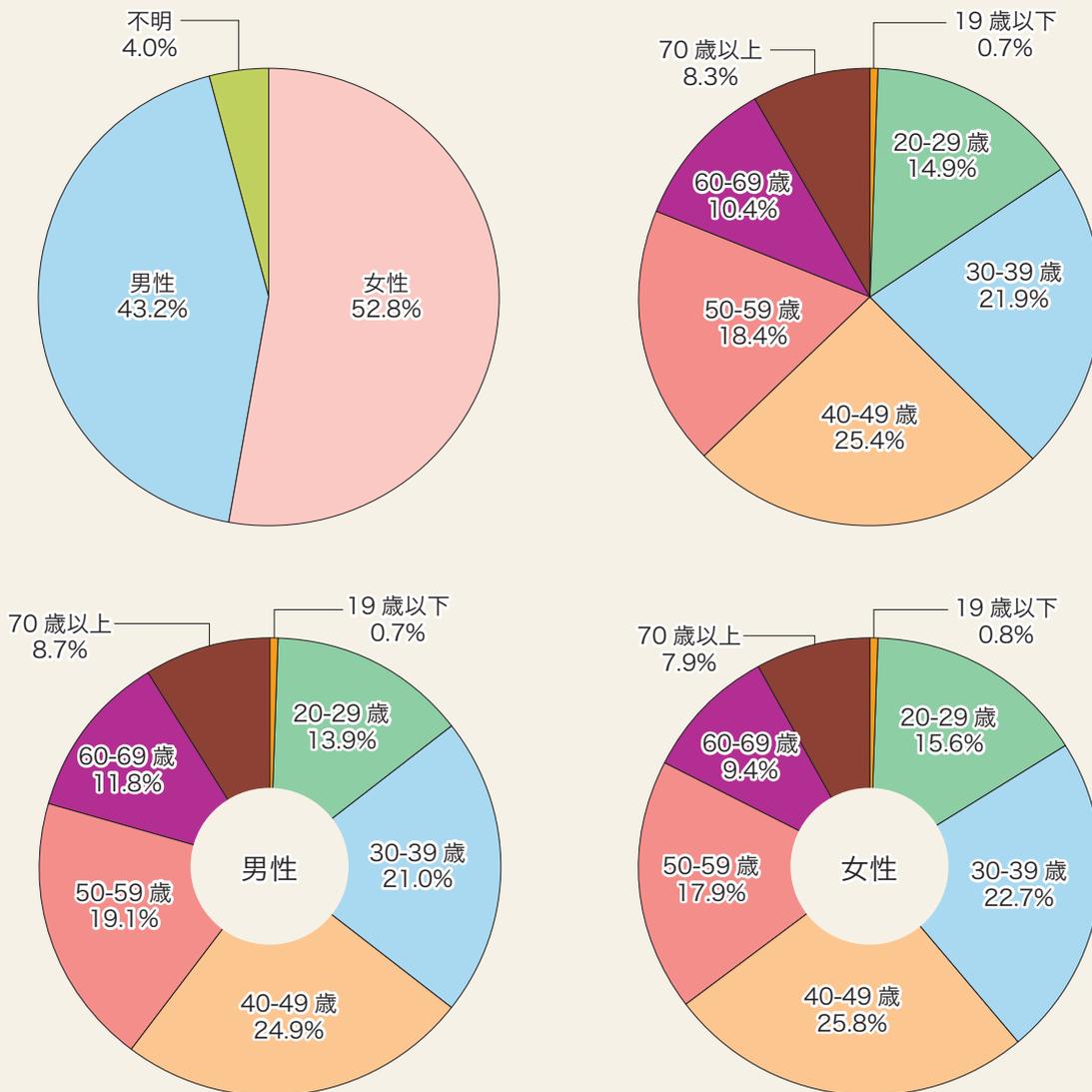
サポートダイヤルにおける平成26年度以降の問合せ分野別内訳は、資料1-4のとおりである。最も多い問合せ内容は、男女・夫婦であり、次いで金銭の借入れとなっている。また、平成23年度以降、継続して増加している民事法律扶助に関する問合せは、平成30年度も引き続き増加傾向にある。

資料1-4 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移



平成30年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別及び年代は、資料1-5のとおりである。利用者は女性が多く、男性、女性ともに30代と40代の利用者が全体の約半数を占めている。

資料 1-5 平成30年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた人の性別、年代



(注) 年代は、任意で聞き取りを行った。

問合せ分野ごとの男女比は資料1-6のとおりである。女性からの問合せが多い分野は、男女・夫婦、相続・遺言、高齢者・障害者、子ども、家族などである。一方、金銭の借入れ、各種裁判手続、損害賠償、職場、賃金・退職金、刑事手続のしくみ、犯罪・刑事事件、インターネット取引、民事上の問題、会社などの分野は男性の比率が高くなっている。

資料1-6 平成30年度サポートダイヤルにおける問合せ分野別の男女比（上位30分野）

順位	相談分野	件数		割合	
		合計	割合	分野別男女比	
				男性	女性
1	男女・夫婦	50,216	14.4%	26.0%	74.0%
2	金銭の借入れ	49,066	14.1%	53.3%	46.7%
3	民事法律扶助	47,685	13.7%	44.7%	55.3%
4	労働	25,817	7.4%	49.9%	50.1%
5	相続・遺言	19,810	5.7%	35.4%	64.6%
6	その他（生活上の取引）	14,936	4.3%	50.0%	50.0%
7	借地・借家	11,945	3.4%	46.5%	53.5%
8	その他（法テラス）	9,621	2.8%	50.3%	49.7%
9	各種裁判手続	8,398	2.4%	58.8%	41.2%
10	金銭の貸し付け	6,579	1.9%	49.9%	50.1%
11	高齢者・障害者	6,310	1.8%	36.1%	63.9%
12	犯罪被害者	6,083	1.7%	39.4%	60.6%
13	いじめ・嫌がらせ	5,843	1.7%	44.0%	56.0%
14	損害賠償	5,754	1.7%	54.7%	45.3%
15	その他（職場）	5,637	1.6%	53.4%	46.6%
16	定年・退職・解雇	5,167	1.5%	49.6%	50.4%
17	子ども	4,491	1.3%	26.1%	73.9%
18	その他（家族）	4,366	1.3%	33.6%	66.4%
19	弁護士	3,788	1.1%	43.3%	56.7%
20	賃金・退職金	3,602	1.0%	59.6%	40.4%
21	刑事手続のしくみ	3,226	0.9%	58.9%	41.1%
22	その他（犯罪・刑事事件）	3,085	0.9%	55.1%	44.9%
23	その他の法律事務	2,926	0.8%	51.3%	48.7%
24	インターネット取引	2,829	0.8%	55.4%	44.6%
25	生活福祉	2,788	0.8%	51.0%	49.0%
26	民事上の問題	2,348	0.7%	53.3%	46.7%
27	その他（人権）	2,347	0.7%	37.7%	62.3%
28	その他（住まい・不動産）	2,332	0.7%	44.6%	55.4%
29	その他（会社）	2,311	0.7%	69.8%	30.2%
30	情報提供	2,162	0.6%	48.7%	51.3%

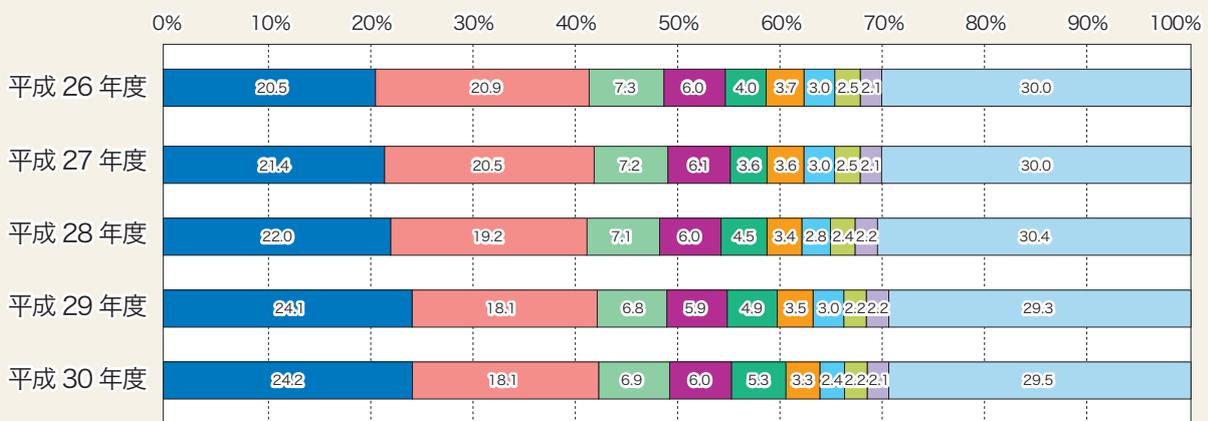
（注1）「労働」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数に加え、「福祉」「保険」といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。

（注2）資料1-5に示した利用者の男女比（男性43.2%、女性52.8%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（53.2%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（62.8%以上）を赤色で表示した。

## (2) 地方事務所

平成26年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-7のとおりである。平成26年度は男女・夫婦がわずかに金銭の借入れを上回っていたが、平成27年度以降は金銭の借入れが男女・夫婦を上回っている。

資料1-7 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



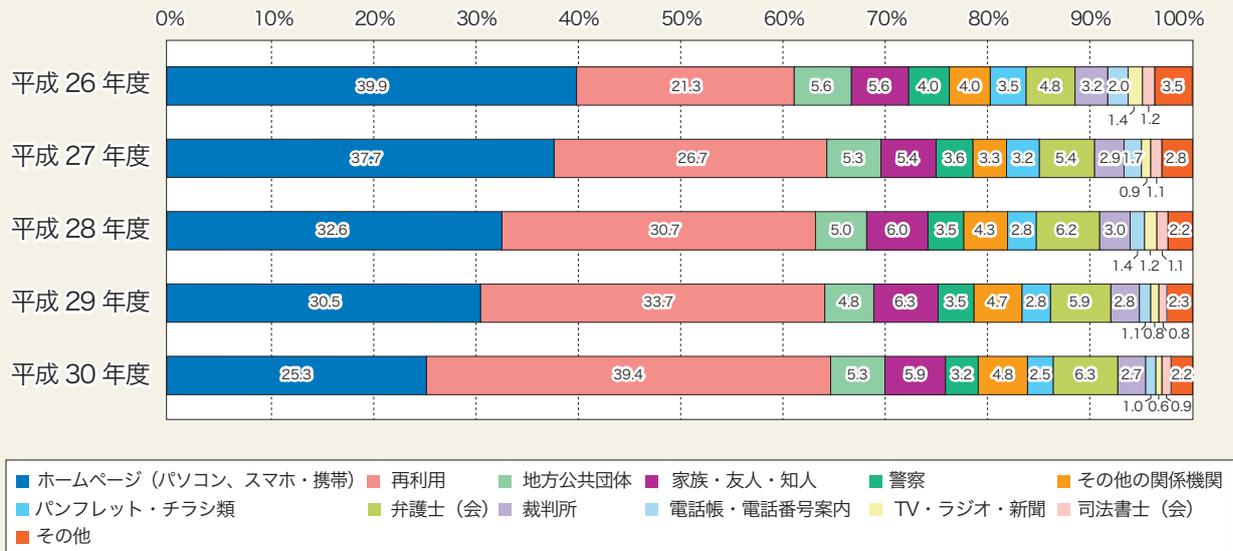
- 金銭の借入れ
- 男女・夫婦
- 相続・遺言
- 労働
- 民事法律扶助
- 借地・借家
- 各種裁判手続
- 金銭の貸付け
- その他（生活上の取引）
- その他

## 1-5 認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）

平成26年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体（注）内訳は、資料1-8のとおりである。再利用の割合が高く、次いで、ホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

（注）認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

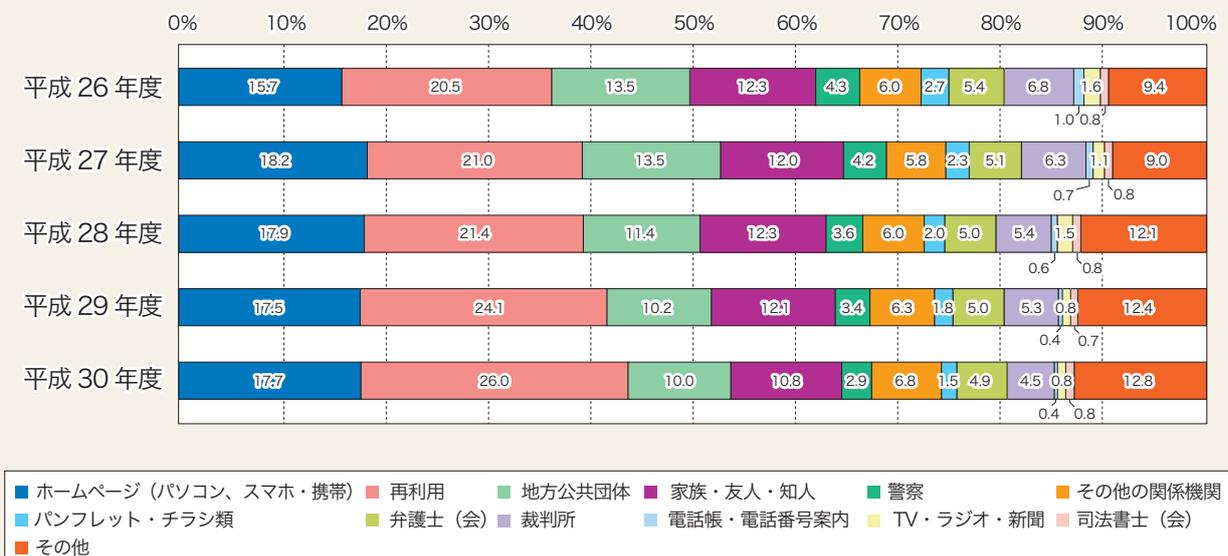
資料1-8 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移



平成26年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体内訳は、資料1-9のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いで、ホームページとなっている。

地方事務所の特色として、地方公共団体、裁判所などの関係機関や、家族・友人・知人から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-9 地方事務所認知媒体内訳の推移



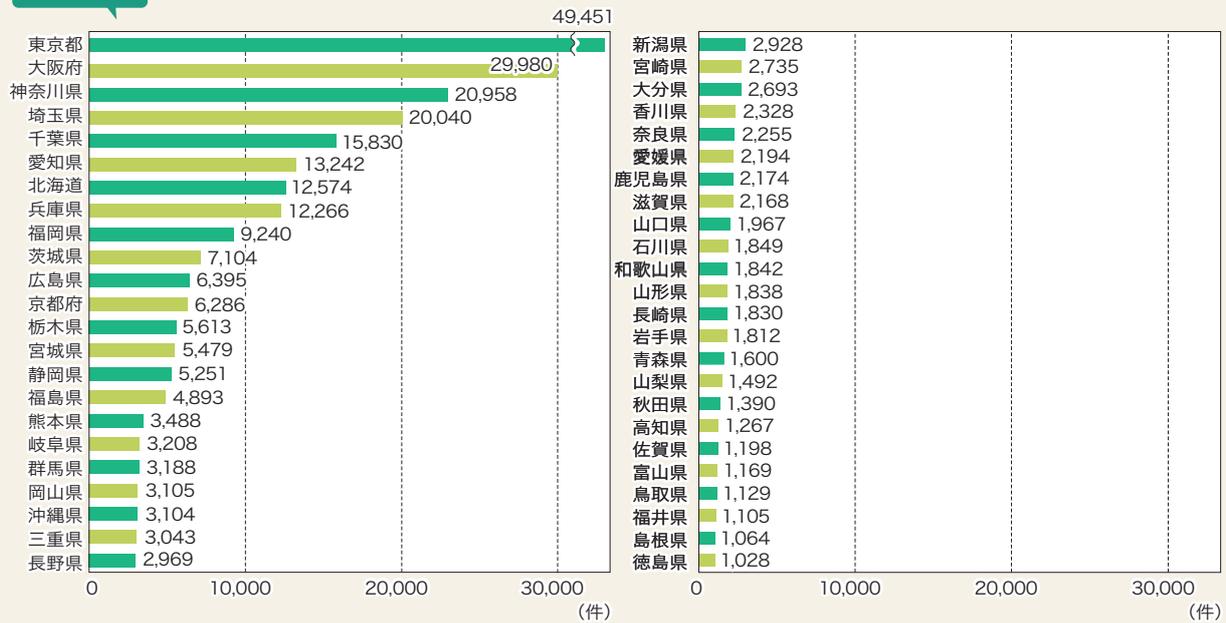
# 1-6 利用者の地域分布

## (1) サポートダイヤル

平成30年度の都道府県別サポートダイヤル利用件数は、資料1-10のとおりである。東京、大阪、神奈川をはじめとする大都市圏での利用が多い。

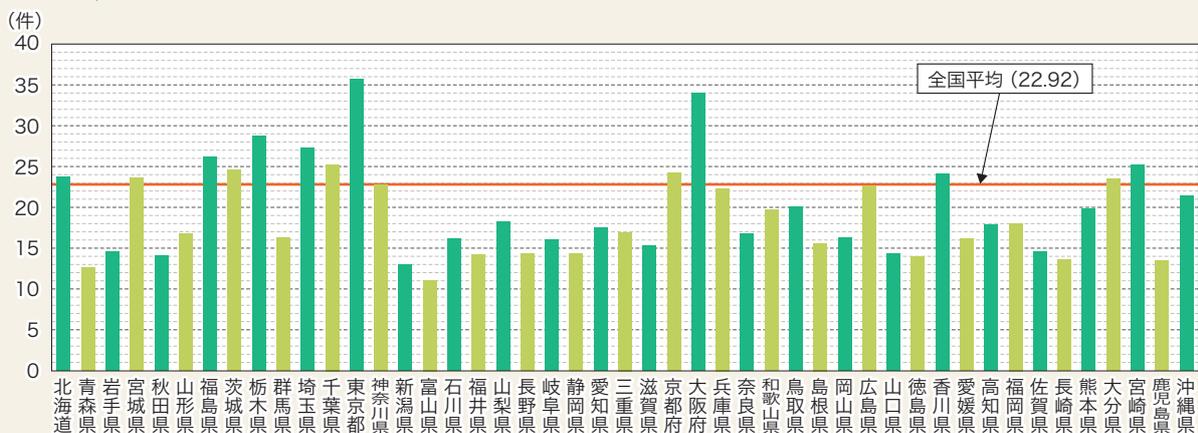
また、人口1万人あたりの利用件数（都道府県別）は、資料1-11のとおりである。東京が高く、次いで大阪、栃木となっている。

資料 1-10 平成30年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



(注) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-11 人口1万人あたりの平成30年度サポートダイヤル利用件数（都道府県別）



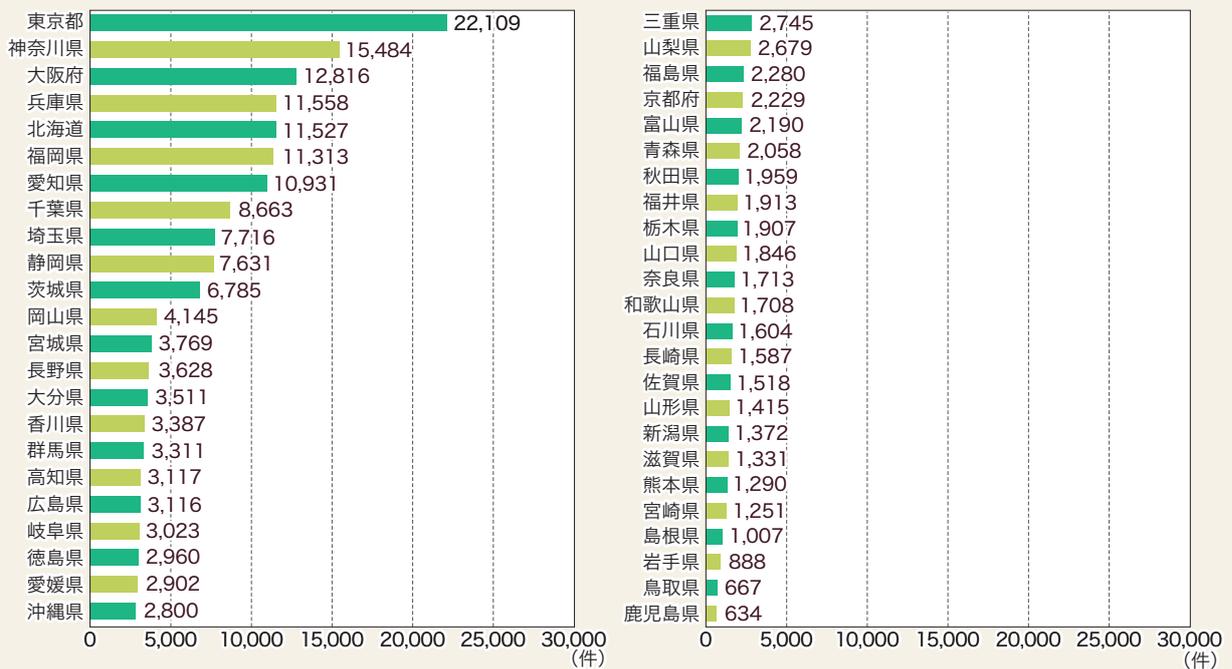
(注) 人口は、総務省統計局の「平成30年10月1日現在推計人口」データを参照した。

## (2) 地方事務所

平成30年度の地方事務所ごとの問合せ件数は、資料1-12のとおりである。東京、神奈川、大阪をはじめとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人あたりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-13のとおりである。高知、徳島、香川など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

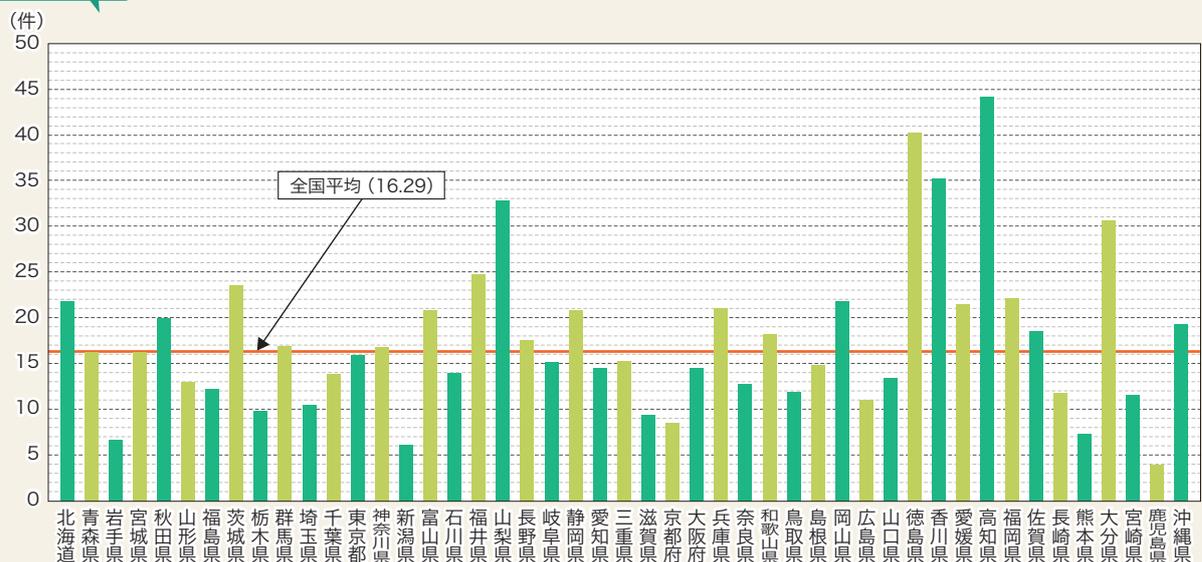
資料 1-12 平成30年度地方事務所別の問合せ件数（電話・面談の合計数）



(注1) 北海道は札幌(5,625)、函館(1,814)、旭川(1,490)、釧路(2,598)の合計

(注2) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-13 人口1万人あたりの平成30年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）

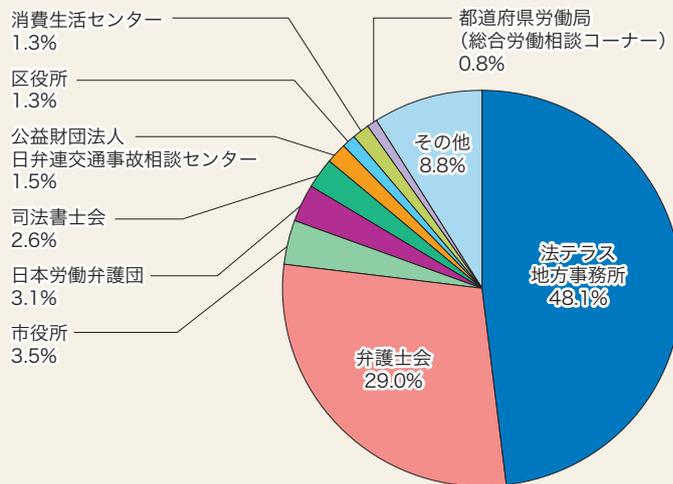


(注) 人口は、総務省統計局の「平成30年10月1日現在推計人口」データを参照した。

## 1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)

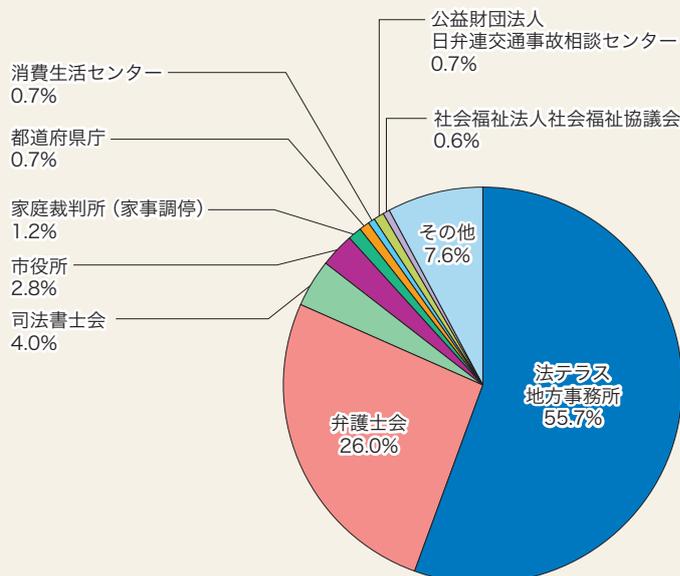
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じて、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索して、所在地や電話番号などを案内する。平成30年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対して、紹介した関係機関の内訳は、資料1-14、1-15のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-14 平成30年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-15 平成30年度地方事務所紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

## 1-8 多言語情報提供サービス

### (1) サービスの概要

法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々にも利用いただけるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であったために、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、話す言語に関わらず、適切な情報提供が受けられるように、平成25年度から「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は5言語で対応を開始し、その後、対応言語を追加するなどし、平成30年度は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語の計7言語での対応を行った。並行して、トークフローの改善、電話回線の増設など、サービス提供体制を整備してきた。

### (2) サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナインイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

資料 1-16 多言語情報提供サービスの流れ

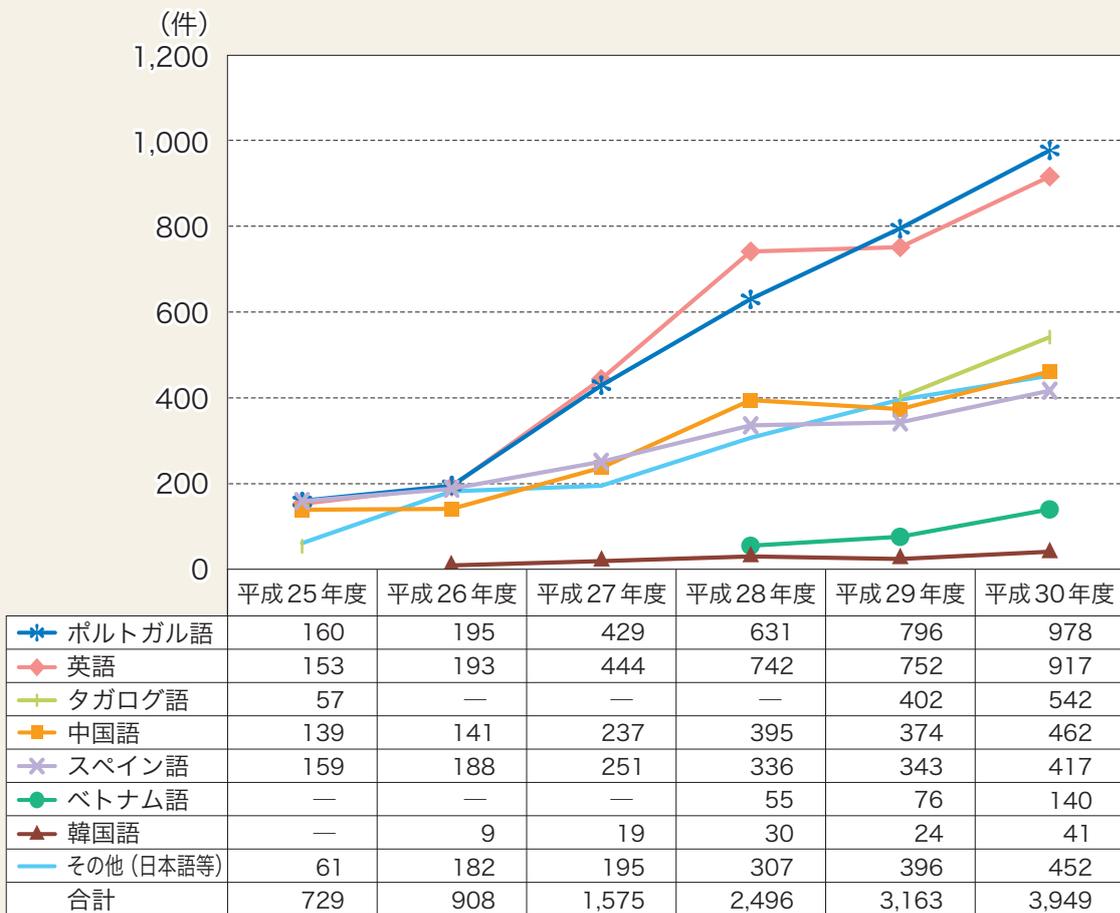


### (3) 問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は資料1-17のとおりである。平成30年度の合計件数は、サービスを開始した平成25年度の合計件数の5倍以上に達しており、今後も利用件数の増加が見込まれる。

言語別にみると、利用件数が特に多いのは英語とポルトガル語である。

資料 1-17 多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移



(注1) タガログ語は平成26年度から平成28年度の間対応を行っていない。

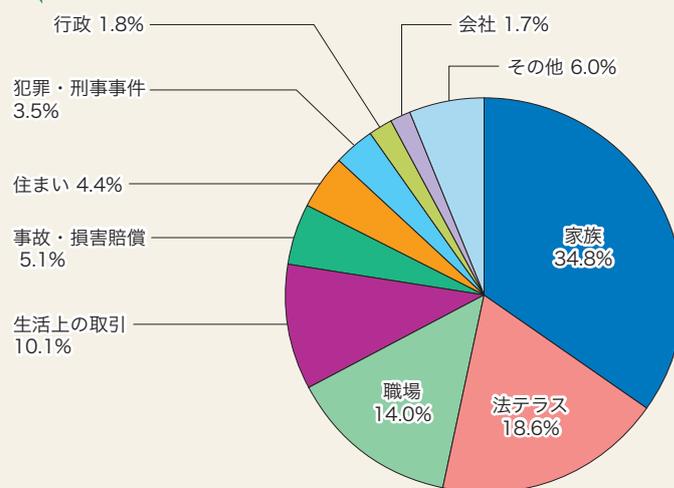
(注2) 韓国語は平成26年度から対応を開始した。

(注3) ベトナム語は平成28年度から対応を開始した。

## (4) 問合せの傾向

平成30年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は資料1-18のとおりである。最も問合せが多いのは、離婚や子の親権など家族に関する問合せであり、このほか法テラス地方事務所の電話番号など、法テラスに関する問合せがそれに続いている。

資料 1-18 平成30年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳



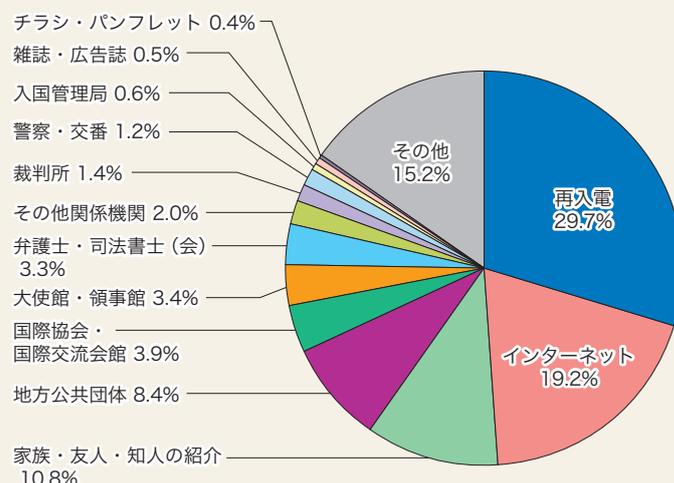
(注) 問合せ分野「会社」とは、会社の設立等に関連する問合せである。

## (5) 認知媒体

平成30年度における多言語情報提供サービスの認知媒体（注）内訳は、資料1-19のとおりである。再入電の割合が高く、次いで、インターネットとなっている。

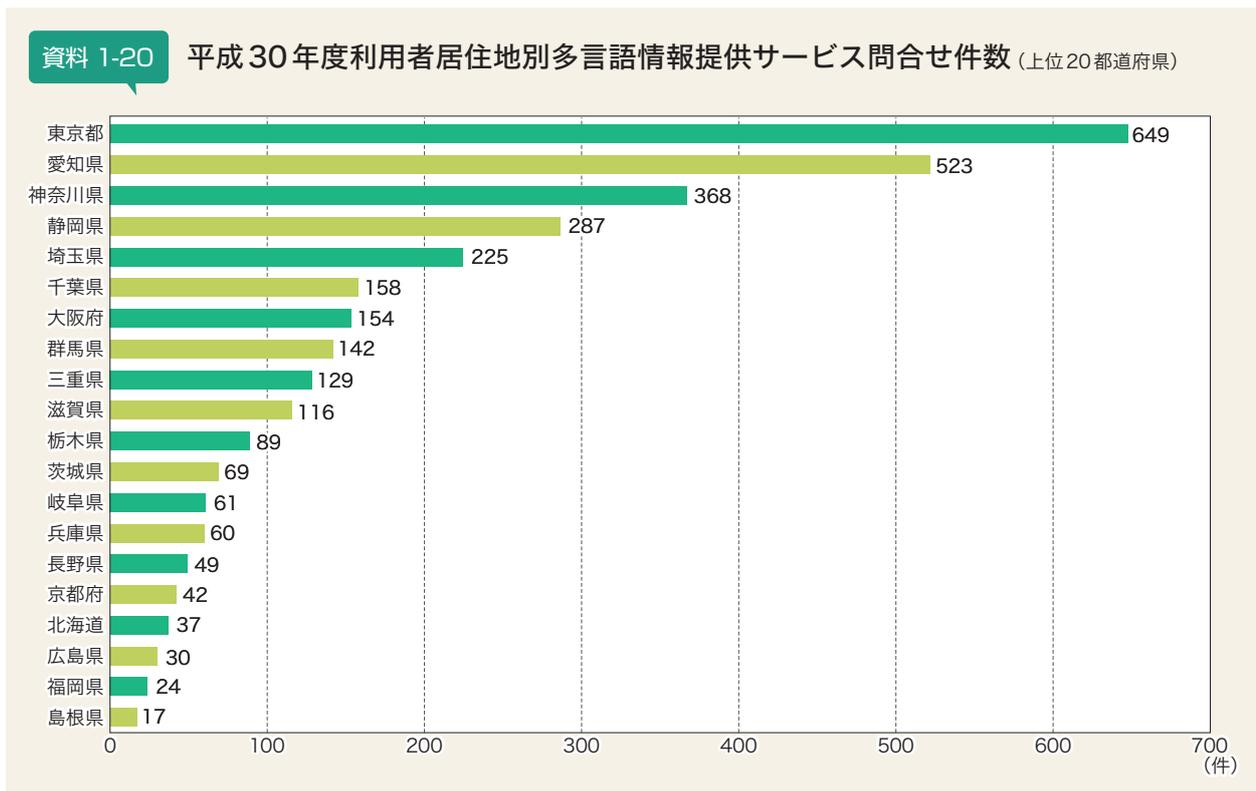
(注) 認知媒体：利用者が、何によって法テラスを知ったか、その媒体のこと。

資料 1-19 平成30年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳



## (6) 利用者の地域分布

平成30年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-20のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。



## 1-9 法教育

平成30年度は全国各地で合計148回の法教育を実施した。参加人数は合計6,828人に上り、全地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等のほか、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような業務説明を実施した。

主な実施イベントは以下のとおりである。

(注) いずれも役職、所属はイベント当時のもの。

### 事例：落語で学ぶ法教育

#### 落語で学ぶ法律講座 高座 障害を理解する心

愛知

愛知地方事務所では、「障害を理解する心」をテーマに法教育講座を開催した。第1部では、盲導犬介助の必要な視覚障害のある落語家の桂文太氏による落語と、桂氏の日常生活における苦労話などをお話しいただいた。第2部では、元・法テラススタッフ弁護士の櫻井義也弁護士（愛知県弁護士会所属）が「共生社会実現のため、私たちができること」をテーマに講演を行い、堅苦しく難しい印象を与える法律について、クイズなどを交えてわかりやすく解説した。第3部では、副所長の舟橋直昭弁護士がコーディネーターを務め、桂氏と櫻井弁護士が「障害」をテーマに対談した。障害を理解した上で、社会の中でその思いやりをどのように形にしていくのかについて学んだ。



無断使用・転載・複写等を禁止します。

第3部の対談の様子。桂氏の相棒である盲導犬も登壇。

参加者からは「固くなりがちなテーマだが、文太師匠の話術で入りやすかった。」「障害者の“実際”がよくわかるいい企画だった。」との声が寄せられた。

[日時] 平成31年2月23日（土曜日） [後援] 愛知県弁護士会、愛知県司法書士会  
[場所] 大須演芸場  
[参加人数] 152人

### 事例：福祉機関や自治体との共催による法教育

#### 3人の甘い憂鬱。～トラブルを防ぐきっかけに貴方は気付けますか？～

千葉

千葉地方事務所では、福祉関係者と地域住民とが共に学び合う研修会である「ふくしおべんきょうかい」の第23回において、バレンタイン特別企画法律講座を開催した。当日は、渡邊大貴弁護士（千葉県弁護士会所属 法テラス千葉法律事務所）が、男女関係にまつわる法律問題や高齢者の方にも起こりうる様々なトラブルについての知識を楽しく習得し、トラブルになった際に法的な救済システムを活用できる力を育むことを目的として、「債務と裁判」



無断使用・転載・複写等を禁止します。

講演する法テラス千葉法律事務所の渡邊大貴弁護士

「男女トラブルと消費者問題」「相続と備え」の3つの事例を用いて、「こんな時どうする?」「トラブルを防ぐきっかけはどこ?」といった視点から講演を行った。参加者アンケートでは「弁護士の話でこれだけわかりやすい話を聞ける機会は貴重。」「困った時に相談できる所があるとわかって安心した。」などの声が寄せられた。

[日時] 平成31年2月14日(木曜日) [共催] 館山市地域包括支援センター  
 [場所] 館山市コミュニティセンター (たてやま／なのはな／いちご)  
 [参加人数] 82人 千葉県中核地域生活支援センターひだまり  
 [後援] 館山市役所

## 事例：図書館との共催による法教育

### 備えあれば憂いなし！図書館で学ぶ相続入門

栃木

栃木地方事務所では、一般市民の法的トラブルへの対応能力向上に繋げるため、「知の拠点」としての図書館と連携して、相続をテーマに栃木県立図書館で法教育イベントを開催した。当日は、島藺佐紀弁護士（栃木県弁護士会所属）が、相続で起きるトラブル、遺言の効力、相続人の役割などについて、一般市民向けにわかりやすく解説した。また、図書館での開催という利点を活かし、一般市民が相続関連のトラブルに自ら対処する際の一助となるよう、同図書館の司書の方々から図書館所蔵の相続関連資料の紹介と図書館利用についての説明・案内も行われた。参加者からは、「司書の方々による資料の紹介が非常に分かりやすかった。図書館をもっと活用して勉強しようと思った。」「誰でも経験するであろうことについて、分かりやすく、役に立つ話を聞いた。」などの声が寄せられた。



無断使用・転載・複写等を禁止します。

無断使用・転載・複写等を禁止します。

(上) 相続に関する図書館所蔵資料  
 (下) 当日の講話の様子

[日時] 平成31年2月15日(金曜日) [共催] 栃木県立図書館  
 [場所] 栃木県立図書館 [後援] 栃木県弁護士会  
 [参加人数] 34人

## 事例：映画で学ぶ法教育

### 終活 ～人生の終わりをより良く締めくくるために～

高知

高知地方事務所では、成年後見制度や相続・遺言をテーマに法教育イベントを開催した。前半では、定年退職後に胃ガンが見つかった男性が、自らの「死の段取り」に取り掛かる様子を記録した映画「エンディングノート」を上映し、終活についての理解を深めた。後半では、成年後見制度や相続・遺言関連で実際に多く寄せられるトラブルの実例を元に、4名の弁護士によるトークセッションを行った。参加者には、もしものことがあった際に連絡してほしい人、延命措置、お墓、財産等についての希望を記入できる「エンディングノート」のサンプル書式も配布した。参加者からは、「相続対策を始めようと思うきっかけになった。」「エンディングノートに書き込むことで、どのような準備をすれば良いかわかると思うので、早速取り掛かってみる。」との声が寄せられた。



[日時]	平成30年11月20日（火曜日）	[トークセッション登壇弁護士]
[場所]	県民文化ホール4階	中島 香織（高知弁護士会所属）
[参加人数]	38人	高野 亜紀（高知弁護士会所属）
		高井 雅秀（高知弁護士会所属 法テラス須崎法律事務所）
		伊藤 達泰（高知弁護士会所属 法テラス安芸法律事務所）

## 事例：大学との共催による法教育

### 福井大学への出張講義

福井

福井地方事務所では、福井大学の法学概論講座の一コマをいただき、教育学部及び国際地域学部の1回生及び2回生に対し出張講義を行った。当日は、福井地方事務所の飯田祥久事務局長が、まず大学生に「法テラス」を知ってもらうため法テラスの組織及び主な業務の説明を行い、その後、消費者問題・ストーカーなどを事例に対処方法などの講義を行った。講義後、学生から「法テラスにはどれくらいの相談が寄せられるのか？」などの質問もあり、法テラスに関心を持ってもらったほか、先生から「事例問題について学生が興味をひく内容で、ためになった。引き続き講義をお願いしたい。」との要望がなされた。

[日時]	平成31年1月23日（水曜日）	[共催]	福井大学
[場所]	福井大学		
[参加人数]	約50人		